

意見招請

対象国名：フィリピン

業務名称：パラニャーケ放水路協力準備調査(QCBS)

標記案件につき、業務指示書（案）に対するご意見・コメントを募集致します。

ご意見・コメントは、1rtd5@jica.go.jpまでご連絡願います。

頂いたご意見・コメントにつきましては、個別に回答は致しませんが、業務指示書へ適宜反映させていただきます。また、ご意見・コメントにつきまして確認させていただきたい点などある場合には、ご連絡差し上げる場合がございます。

コメント締切：2020年6月3日（水）12:00

事業担当部署：東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課（1rtd5@jica.go.jp,
Hiratsuka.Ayumi@jica.go.jp）

調達・派遣業務部担当：契約第一課 清水川 佳菜
（Shimizukawa.Kana@jica.go.jp）

別添：業務指示書（案）

第1条 事業の背景

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）は世界で最も自然災害の多い国の一つである。フィリピン政府は中期開発計画（2017-2022年）において、自然災害に対する脆弱性の低減を主要施策として掲げている。なかでも洪水に関しては年平均で約500万人が被災している状況を踏まえ、当国政府は主要18河川における洪水対策を優先的に実施していく方針である。

マニラ首都圏は、主要18河川の一つであるパッシング - ラグナ流域に位置する。この流域は、パッシング - マリキナ川流域の洪水被害を軽減するために整備されたマンガハン放水路（1988年完成）等により、同流域とラグナ湖流域とが一体化したものである。公共事業道路省は、1990年にJICAが作成支援したマスタープランに基づき、人口や資産が集積するマニラ中心部を守るためにパッシング - マリキナ川の河川改修事業を優先し、ラグナ湖からマニラ湾に湖水を排水するパラニャーケ放水路の整備は将来計画とされていた。同マスタープラン策定から30年が経過し、首都圏の人口増加に伴いラグナ湖沿岸地域でも市街地開発が進み、また気候変動の影響もあり、同地域の浸水被害は無視できない状況となってきている。2009年の熱帯暴風雨オンドイの際にはラグナ湖の水位は約13.9mまで上昇し（年平均湖水位は11.3m）、約130日間沿岸に浸水被害が生じ、最高湖水位時には推定約42万人が被災した。

フィリピン政府は、ラグナ湖沿岸地域の浸水被害を受けて、地下トンネル技術を活用したパラニャーケ放水路整備の実現可能性検討にかかる調査を2016年にJICAに要請した。JICAは、これを受けて2017年に及び2019年に基礎情報収集・確認調査（以下、「基礎調査」という。）を実施し、公共事業道路省によるラグナ湖沿岸地域の洪水対策オプションの検討、洪水管理計画案の作成を支援した。同計画案には、パッシング - ラグナ流域の洪水（100年確率のラグナ湖水位）に対応するために、①パラニャーケ放水路の建設、②湖岸堤システムの建設、③非構造物対策が含まれる。パラニャーケ放水路のみでは、湖岸全域の浸水被害を完全に防止することはできないが、同放水路により湖水位をコントロールすることで、浸水深の低下、浸水期間の短縮により沿岸全域の浸水被害を軽減することができる。公共事業道路省は同計画案の中で湖岸堤と比較して、工期が短く、早期の効果発現が見込めるパラニャーケ放水路整備事業（以下、本事業という。）を優先事業として位置づけている。

本調査は、本事業にかかる既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集を行うことを目的として実施するものである。

第2条 事業の概要

（1）事業名

パラニャーケ放水路整備事業

（2）事業目的

本事業は、マニラ首都圏においてパラニャーケ放水路を建設することにより、ラグナ湖沿岸地域の浸水被害の軽減を図り、もって同地域及びマニラ首都圏の生活・生産基盤の安定や被災後の早期回復に寄与するもの。

（3）事業概要

ラグナ湖からパラニャーケ市を通過してマニラ湾に湖水を排水し、ラグナ湖の水位をコントロールするための地下放水路を建設するもの。(延長約 7.2km~9.4km (地上部約 0.6km~1.2km、地下部約 6.0km~8.8km) (施工ルートによる))

1) 土木工事

・パラニャーケ放水路の建設 (国際競争入札 (タイド))

2) コンサルティング・サービス (ショート・リスト方式)

・詳細設計、入札補助、施工監理、非構造物対策計画策定・実施支援、環境管理・モニタリング補助、住民移転支援・モニタリング、カウンターパートへの技能訓練等

(4) 対象地域

マニラ首都圏パラニャーケ市

(5) 関係官庁・機関

公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways : DPWH)

ラグナ湖開発庁ラグナ湖開発庁 (Lake Laguna Development Authority : LLDA)

マニラ首都圏開発庁 (Metro Manila Development Authority : MMDA)

地方自治体 (Local Government Unit : LGU)

国家経済開発庁 (National Economic Development Authority : NEDA)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

①開発調査

・マニラ洪水対策計画調査 (1990 年)

②円借款

・マニラ地区洪水制御・排水事業 (1973 年~)

・メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御事業 (1997 年~2007 年)

・パッシング-マリキナ川河川改修事業 (フェーズ I) (1999 年~2000 年)

・パッシング-マリキナ川河川改修事業 (フェーズ II) (2006 年~2013 年)

・パッシング-マリキナ川河川改修事業 (フェーズ III) (2012 年~2018 年)

・パッシング-マリキナ川河川改修事業 (フェーズ IV) (2019 年~)

③基礎情報収集・確認調査

・マニラ首都圏及び周辺地域における水資源開発計画に係る基礎情報収集調査 (2013 年)

・マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査 (2014 年)

・フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査 (2018 年)

・ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認調査 (実施中)

第3条 業務の目的

本事業について、既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

第4条 業務の範囲

本調査は、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が当国関係機関への一方的な提案とならないよう、当国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、当国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(2) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について当国政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、JICA 事務所の TV 会議システムの利用や電子メール等によることも可とする。打合せ後は、受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(3) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 地下放水路の技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) EIRR
- 10) 環境社会配慮

また、その他審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(4) 先行調査のレビュー

本調査に先行して、上述の「フィリピンマニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査（2017年～2018年）」、「ラグナ湖の洪水対策に係る情報収集・確認

調査（2019年～）」において、ラグナ湖管理計画の策定、パラニャーケ放水路の事業化の検討を行っている。本調査において基礎調査結果を最大限活用し、重複する調査を実施しないよう、効率的に進めるものとする。プロポーザルにおいて、先行調査で調査済みの項目と本調査で対応が必要な項目について整理し、本調査で重点的に調査すべき事項についてその理由とともに提案すること。

（５）ラグナ湖の洪水管理計画

基礎調査で作成されたラグナ湖の「洪水管理計画」を、本調査の中でトンネル線形が確定した後に見直しを行い、最終化する。また、本事業承認の前提としてマスタープランとしてフィリピン政府が承認することが必要となるため、実施機関に対して必要な支援を行う。

（６）ルート選定

トンネル線形を早い設計ステージで確定することが重要となる。そのため、既設構造物を考慮した平面、縦断線形を調査し、その上で線形について複数オプションを検討し、トンネル線形を最終化する。また、既設構造物とトンネルが近接する場合に、影響検討を実施し既設構造物の安全性を確認する。安全性が確保できない箇所については防護工法等の対策についても検討する。

（７）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業は、本邦技術活用条件（STEP）の適用を想定している。本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を JICA へ報告・承認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について当国関係機関と十分に協議・調整を行う。

また、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性を確保できるように検討する。

さらに、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

（８）ADB 事業との調整

ADB が「ラグナ湖岸道路開発事業」の F/S を現在実施中で、本事業の施工計画の検討にあたり、同事業との調整を行う必要がある。

（９）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト）に該当するため、カテゴリ A に分類されている。本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインに加えて、フィリピン政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続き（フィリピン国の環境影響評価制度である DAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS) 及び最新の環境天然資源省 (DENR) のガイドラインに基づいた、Environmental Impact Statement (EIS) の作成及び環境

影響評価（Environmental Impact Assessment。以下、EIA という。）を含む）および JICA 環境社会配慮ガイドラインと世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画策定等を先方実施機関が進める上での必要な支援を行う。

先行調査の結果を踏まえ、留意すべき点を以下に示す。

- 住民移転数の規模については、放水路ルートが未定であるため、現段階において確定していないが、取水施設－開水路、排水施設の建設に伴う用地取得で必要な住民移転の規模は取水施設-開水路部分で約 340 世帯～約 360 世帯に及び、排水先河川の改修が必要な場合にはさらに移転世帯は増えるものと推定される。
- ラグナ湖で行われている漁業、水運、水生植物栽培・収穫等に影響を及ぼすおそれがある。
- 放流先のマニラ湾への影響については、淡水流入、水質、土砂流入などの点においていずれも、悪影響を及ぼす可能性は低いことが想定されるが、その詳細を確認する。なお、排水施設の候補地のうちの一つは、ラムサール条約に指定された自然保護区の近傍に位置している。排水時に河川流量の増加が自然保護区の洗掘などの負の影響を引き起こす可能性があるが、溶存酸素量増加など、保護区周辺の水質が改善する可能性もある。影響について調査するとともに必要な緩和策を検討する。
- トンネル掘削に伴い、相当量（約 200 万 m³）の掘削残土が発生することが想定されており、必要な対策を検討する。
- ステークホルダーミーティングの実施などを通して、住民や NGO を含む環境団体などとの十分な協議を行い、合意形成が図れるよう影響緩和策の検討も含め実施機関への支援を行う。

また、環境社会配慮助言委員会に際しての資料作成や、質疑対応等の業務支援を行う。

なお、本調査における環境社会配慮の調査範囲は、放水路及び関連施設のみならず土砂捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラも含まれることに留意する。

（10）掘削残土処理期間の検討

放水路の掘削土処理が全体工期に影響を与えるため詳細な検討を行う。

（11）運営・維持管理体制の検討

本事業の施設の運営・維持管理に求められる技術レベルと、公共事業道路省及びマニラ首都圏開発庁の技術的キャパシティを分析の上、適切な運営・維持管理体制確立に向けた検討・提案を行い、関係機関と早い段階で協議する。加えて、地下トンネル放水路や地下貯留施設の運営・維持管理にかかる本邦技術の移転のために、運営・維持管理マニュアルの作成や本邦技術者による定期的な技術指導等について検討する。

（12）ジェンダーへの配慮

実施機関のジェンダーに係る方針および類似案件におけるジェンダーに係る施策の有無・内容について確認する。その上で実施機関と協議し、本調査および本事業におけるジェンダー課題やニーズに対して対応するための具体的取り組みの事業内容への反映を検討する。

(13) 業務の実施体制

本調査の関係機関は DPWH、MMDA、LLDA、LGU、NEDA など多岐にわたることから、必要に応じてワーキンググループおよびステアリングコミッティ等を設置し、フィリピン国内の円滑な調整を図ることを予定している。本事業は洪水被害を完全に防ぐものではないことから、本事業の効果に対する詳細な説明・合意には特に留意する。また、全体事業費を含む事業計画については、当国においては、NEDA 理事会等の承認を得た上で決定されることから、本調査を通じて必要資料の作成等の側面支援を行う。

(14) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

(15) 施工時の安全対策について

借入国の施工時の安全対策に関する法律・基準を確認し、情報収集を行うとともに、当国政府への理解促進を図る。

また、本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に比国側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制等）は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

第6条 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 当国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題や更新が必要な箇所を整理し、フィリピン政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、フィリピン側実施機関である DPWH や、現地関連自治体 (LGUs) 等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 自然条件調査

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然

条件調査を行う。1)～4)については基礎調査で調査済みであり、既存のデータを活用する。5)、6)、7)については新規に調査することとする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 気象調査
- 2) 自然災害調査
- 3) 水理・水文調査
- 4) 地形測量
- 5) ラグナ湖の深淺測量

基礎調査では、既存データよりラグナ湖の湖底状況を把握し、取水施設の検討を実施したが、実際の標高及びラグナ湖の湖底状況と既存データでは誤差が生じ、取水施設配置に係るラグナ湖の必要な浚渫量が正確に把握できていない。そのため、深淺測量を実施し、現在の湖底状況を正確に把握した上で、取水施設の開水路区間の検討及び設計を見直す。

- 6) 地質調査

基礎調査において、概略的な地質構成及び地下水位等を把握するため、6本のボーリング調査を実施した。ボーリングの掘削深度は70mとし、地下深部での地質構造を把握した。しかし、このボーリング調査結果だけでは、延長10kmに及ぶ構造物設計に十分な地質情報とは言えず、追加の調査を行う必要がある。特に、パラニャーケ放水路の取水施設周辺に位置する、Valley Fault System（マリキナ断層）が放水路設計・施工に与える影響を十分に把握できていないため、少なくとも20本程度の追加ボーリング調査を実施し、ルート選定、施工方法の検討、放水路構造設計の検討が必要である。

- 7) 排水先河川の縦横断測量、排水先河川への影響評価

基礎調査では、パラニャーケ放水路による下流河川への影響を検討した。パラニャーケ・ラスピナス地区においては、治水計画が作成されていないため、基礎調査では各河川で計画規模を設定した。パラニャーケ放水路からの排水による河道水位上昇について検討・評価を行い、築堤による改修を基本とした河道改修断面の検討を行った。パラニャーケ・ラスピナス地区にある河川は水路によって繋がっており、複雑な河川ネットワークとなっている。よって、パラニャーケ放水路の排水による影響は、排水先の河川だけではなく、水路により繋がっている河川にも影響を及ぼす可能性があり、本調査では、河川測量データが不足している箇所について追加調査し構築した解析モデルの精度の向上を図り、パラニャーケ放水路による下流河道への影響を詳細に検討する。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(3) 事業実施計画の策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

- 1) 事業の目的
- 2) 対象事業の内容

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について、計画する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。

(4) 概略設計

本調査及び基礎調査結果を活用し、概略設計を行う。概略設計においては、取水口施設、開水路、取水側ゲート施設、沈砂池、取水側立坑（立坑が必要となる場合）、トンネル構造、排水側立坑、排路、吐口施設等の構造諸元を明確に示すとともに、乾期におけるトンネル内排水を目的としたポンプ施設規模についても検討を行う。また、本事業により排水先河川への影響を踏まえて必要になる堤防等の施設設計を行う。なお、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA 本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、設計にあたっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。また、減災対策についても考慮する。

(5) 事業実施スケジュールの策定

1) 施工計画（仮設を含む）の策定

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法及び円滑な施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定には、可能性のある施工ヤードや資機材の搬出入方法、掘削土の搬出及び処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画の策定

安全対策に係るフィリピン国内法令を確認の上、国際的な基準に基づく、工事安全対策並びに事業地周辺の道路交通への負荷を配慮した交通管理計画を提案する。また、治安対策として必要な経費が発生する可能性がある場合、積算する事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情の調査

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画の策定

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階での部材・パーツ・機材の調達計画を含む）。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工にあたって重要な項目及び環境社会配慮、用地取得、使

用許可等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

(6) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、耐震性など）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・ 立坑工事（圧入式オープンケーソン工法）
 - ・ シールドマシン製作、運搬、組立工事（ボルトレスセグメントに対応したマシン）
 - ・ セグメント製作、設置工事（ボルトレスセグメント）
- その他：二相ステンレスゲート製作・設置工事

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本邦調達比率の算定

本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(7) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費（特に本体工事費）積算の留意事項・基本方針

事業費（特に本体工事費）の積算に当たっては、

- ・ 本業務の初回協議時に、本体工事費積算に際しての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点等）
- ・ 事業費の積算作業の開始前に、本体工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）

を作成し、事前に JICA 本部に説明の上、その内容について承諾を得るものとする。

なお、JICA 本部による承諾に際しては、プルーフエンジニアリング（PE）及び PE に係る国内支援委員会による外部照査を受けることとする。

2) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。このうち、下線部についてはその算出方法を JICA から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク. その他 2

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ④ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

3) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

また、事業費積算のバックデータ、積算根拠（単価・数量の根拠、採用した国内調査業務に係る標準歩掛等）についても、合わせて提出すること。

4) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」および同マニュアル内に記載の各種積算資料、並びに「設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）」の最新版を参照する。なお、その他積算に当たっての必要事項については、JICA から別途指示する。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、最低限、予備設計レベル（百番台）まで細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する（特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。）。コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

7) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや当国政府等が実施した類似案件について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性

を示す資料として提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・治安対策等）

（８）調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン(2012年4月)」に基づき提案する。

1) フィリピンにおける当該類似事業の調達事情

- ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、入札補助、施工監理）の一般状況
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用する JICA 標準入札書類 等

3) コンサルタントの選定方法

- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

4) 施工業者の選定方針

- ・ PQ 条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（９）事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(10) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(11) 操作規則の検討

パラニャーケ放水路の操作規則について検討を行う。操作規則の検討にあたっては、ラグナ湖水位と排水先河川の水位変動及び排水流量、環境への影響等を考慮しゲートの開閉期間も確認する。また、パッシング・マリキナ川流域のロサリオ堰、ナピンダン水門等の施設の操作も踏まえ検討する。

(12) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事实施に必要な用地について、所有者、規模、位置、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(13) 環境社会配慮に係る調査（環境アセスメント報告書案の作成）

当国政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることし、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画

案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」を参考にす。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

なお、雨期・乾季の季節性によって、生態系や環境、地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響が異なる可能性があることから、2 季調査を実施する。

1) 環境社会配慮に係る主な調査項目

- ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、これらの状況確認においては必要に応じて国家文化芸術委員会（National Commission for Culture and the Arts : NCCA）や国家先住民族委員会（National Commission for Indigenous Peoples : NCIP）等の関連機関とも連携し、正確な情報収集を行う。）
- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - ・関係機関の役割
- ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- エ) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- オ) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等）（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。参加者については、例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。）

(14) 用地取得・住民移転計画案の作成

選定された路線に対して調査対象世帯数を概算し、住民移転計画案作成に係る TOR を作成する。また、調査計画段階（「住民移転計画案作成方針」段階）における助言委員会に係る資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」、世界銀行セーフガードポリシー及び DPWH

の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下1)～11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリーB 案件報告書執筆要領（2019年11月）」を参考にす。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。「JICA 環境社会配慮ガイドライン」と乖離がある場合、その解決策を提案する。なお、本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係るフィリピンの法制度と「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得、住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）、樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

3) 社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- ①人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートを宣言し、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- ②財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- ③家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。特に、ミンダナオ島においては土地権利に関する特有の慣習（元来土地を保有してきた少数民族等が、土

地所有権を登記していない等)が存在するため、対象地域におけるその存在の有無や、本事業におけるそのような土地の用地取得の必要性及び手続きについては十分に調査・確認する。

本業務については現地再委託にて実施することを認める。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- ①損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を特定する。
- ②土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- ③損失のタイプ、損失の程度、受給資格者、受給内容、その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- ④世界銀行セーフガードポリシーOP 4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合には、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- ⑤生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。移転地の選定にあたっては、実施機関は地方自治体と共同でこれを行うことで、住民に利便性の高い移転先を見つけることが出来るとの先行事例の教訓があるため、これに関しても十分に配慮して、検討を行う。

6) 苦情処理メカニズムの検討

事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。また、当該機関の組織能力評価を行い、能力強化策を検討する。基本的には整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道等のメンテナンスの責任を持って行うことにつ

いて、実施機関、自治体から承諾を得る。

8) 実施スケジュールの検討

補償金や転居に必要な支援（引越し手当等）を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療、教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ①実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ②独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ③住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費に含むこととする。

(15) ジェンダー配慮に係る調査と計画策定

1) 現状把握

実施機関における女性の雇用促進、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関とのジェンダーバランス協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組み（本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域比影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(16) 本事業の評価

本事業の評価に当たっては、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、内部収益率 (EIRR) を算出する。

なお、本事業については、定量的指標 (運用・効果指標) として、①放水路の総排水量、②最高湖水位、③浸水面積、④浸水時間、⑤浸水人口等を想定しているが、上記項目以外にも、パッシング - マリキナ川流域の洪水がラグナ湖を通じパラニャーケ放水路からマニラ湾に排出されることで得られる、パッシング - マリキナ川流域の洪水被害軽減効果の指標も追加する。

(17) PE 実施のための資料作成

本業務の成果については、JICA が別途雇用するコンサルタント (プルーフェンエンジニア (以下「PE」という。)) による照査を行う。そのため、以下の時期において JICA 本部が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得るものとする。なお、各時期において主に整理する内容は、以下を予定している。

1) 業務計画書案の提出時

- ・ 調査の基本方針
- ・ 工事費積算に当たっての留意事項 (事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点)

2) 工事費積算の作業開始直前

- ・ 工事費積算の基本方針 (適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法)
- ・ 適用予定の本邦工法・技術

3) 工事費積算 (案) の提出直後

- ・ 事業費積算 (案)
- ・ 工期 ※ 雨季・冬季・出水期における休工期間を考慮すること
- ・ 主要工種の工法 (仮設を含む)

また、受注者が成果品を提出する際は、JICA 及び PE と協議を行い、二者のコメントを反映した上で実施機関との協議を行うこと。

(18) 国内支援委員会の実施支援

施設設計や操作・運用規則等の技術上の品質確保を目的として、国内支援委員会を設置の場合には、受注者は国内支援委員会において、業務実施過程についての報告を行い、技術的な助言を得ることとする。なお、受注者は国内支援委員会の実施支援を行うものとする。

(19) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、JICA 本部の確認・承認を得る。また、JICA 本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務 (案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等) や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICA の施設を利用する。

(20) 業務計画書、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファ

イナル・レポートの作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、各レポートを作成のうえ、JICA 本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容を JICA フィリピン事務所に説明を行う。また、フィリピン国関係機関等に対し内容を説明し、協議・確認する。

第7条 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、概要を和文5部・英文10部、レポートとは別に作成し、併せて提出することとする。なお、3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5)準備調査報告書及び6)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適路線案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：2021年1月中旬

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2021年4月中旬

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2021年6月中旬（調査開始後10か月以内を目処）

部数：和文5部、英文10部、CD-R 3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 10 ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、JICA に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料 (各報告書の和文要約を含む) を JICA に提出する。

2) 調査業務報告書

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA (現地調査の場合は JICA 在外事務所長も含む) に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第 8 条 業務工程

(1) 業務工程

2020 年 8 月下旬より業務を開始し、2021 年 1 月中旬までにインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2021 年 4 月中旬までに準備調査報告書 (ドラフト・ファイナル・レポート)、2021 年 6 月中旬までに準備調査報告書 (ファイナル・レポート) を作成・提出する。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、調査開始時期および上記の工程は変更となる可能性がある。

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

① 業務量の目途

合計 約 40M/M

② 業務従事者の構成（案）

本調査には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、下記の担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案する。

また、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案する。

- (1) 業務主任者／治水計画（2号）
- (2) 排水計画
- (3) 水文・水理解析（3号）
- (4) 施設設計（3号）
- (5) 施工計画
- (6) 積算
- (7) 運営・維持管理計画
- (8) 環境社会配慮
- (9) 経済分析

第9条 現地再委託

当該業務について、以下の調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験）
- ・ラグナ湖の深淺測量
- ・排水先河川の縦横断測量、排水先河川への影響評価
- ・環境社会配慮
 - － 社会経済調査
 - － 住民移転計画
 - － ジェンダーへの配慮
 - － 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

第10条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本

邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

- ・コピー機（1台）
- ・プリンター（1台）
- ・ノートパソコン（2台）

第11条 その他の留意事項

（1）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

（2）業務成績評定の試行実施

本調査においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について（平成23年3月28日付国官技第360号）」に準じた業務成績評定（テクリス）を試行する。なお、試行であるため、評定結果は受注者に通知しない。

また、JICA のコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施する。

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html）。

以上